

2025.7.9

消耗品の購入は経費にできる？ ～法人税通達での考え方～

Q

セミナーでのご質問

私は会社で経理を担当しています。

先日セミナーで、「消耗品でも、経費として処理できるものとできないものがある」とお聞きしました。

当社では、決算前によく消耗品の購入を検討するため、非常に興味があります。どのような場合に経費になるのか、もう少し詳しく教えていただけないでしょうか？

A

キド先生からの回答

ご質問のポイントは、「消耗品をいつ経費（損金）にできるか？」という点ですね。

この点については、「法人税基本通達 2-2-15」でルールが決められています。以下のように整理できます。

1 原則：使ったときに経費にする

基本的には、買ったタイミングではなく、実際に使ったタイミングで経費にします。たとえば、文房具を買ったけれど期末まで使っていなければ、まだ経費にはできません。

2 例外：買ったときに経費にしてよい場合

次のような条件を満たしていれば、買った時点で経費にしても問題ありません。

- 買ったのが、「文房具」「作業用の手袋やウエス」「包装材料」「チラシ・パンフレット」「見本品」など。
- それらを、毎年ある程度の量を買っていて、普段から使っている（継続的に消費している）。
- そして、その処理方法を毎年変えずに続けている（継続処理）。

この条件を満たせば、いちいち「使ったかどうか」を確認しなくても、「買った日の属する事業年度」の経費としてよい、という扱いです。

3 経費にできないケース

ただし、買ったものが「製品の製造原価を構成するもの（材料費など）」である場合は、製造原価として処理しなければなりません。この場合は、経費ではなく「在庫」として扱われることがありますので注意が必要です。

キド先生からのコメント

なお、このルールは「通達」といって、法律ではなく国税庁などが出している行政上の決まりです。つまり、「絶対的なルール」ではありませんが、この通りに処理しておけば、税務調査で問題になることはほとんどありません。ただし、実際の処理方法は会社の状況によって異なる場合がありますので、詳しくは顧問税理士に確認しながら進めることをおすすめします。

